



西 公昭さん
(中福良自治会
会長)

支えあい・助け合いの心で 地域を元気に

○町内会では、夏祭りや運動会、清掃活動など、地域に喜ばず皆さんがふれあい、交流を深めながら、住みやすいまちづくりを目指して協力しています。

○転入などしたときには、最初は「どんな活動をするのだろう」など不安なこともあるかと思いますが、町内会はいつでも皆さんに門戸を開いています。町内会長などに気軽に相談いただければ詳しくご説明しますので、安心して加入していただきたいと思ひます。

○災害時など、いざというときに頼りになるのは、やはり身近な地域住民です。まだ町内会に加入していない皆さんも、支えあい・助け合いの心を持って町内会に参加し、自分たちの住む地域を、安心安全で住みやすく、元気なまちにしていきませんか。

よりよい地域社会づくりに向けて 一緒に学んでみませんか

コミュニティ活動推進講座

期 日	講 座 内 容
8月16日(金)	ワード講座(規約づくり・広報紙づくり)
8月23日(金)	
8月30日(金)	
9月6日(金)	エクセル講座(会計帳簿づくり・予算決算書づくり)
9月13日(金)	
9月20日(金)	
9月27日(金)	まちづくり講座

※午前の部(10時~12時)と午後の部(14時~16時)あり。ただし、9月27日は10時~12時

- ◇対 象 町内会の役員・班長さんやコミュニティ活動に関心がある人でワード・エクセルの基本操作ができる人
- ◇場 所 サンエールかごしま
- ◇定 員 各20人(超えたら抽選)
- ◇受講料 無料(テキスト代1000円程度が必要)
- ◇申し込み 電話かファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号、町内会名、午前・午後の希望を8月2日(必着)までに地域振興課216-1214(FAX216-1207、Eメールchiikishinko@city.kagoshima.lg.jp)へ

◇市内には約800の町内会があります

◇町内会は、区域、名称、規約、役員などを決めて活動を行っています

◇新しい場所に住む人や、町内会に未加入の人で地域の町内会が分からないときは地域振興課が各支

町内会に加入するには

住みよいまち、潤いのあるまちづくりには、地域に住む一人ひとりの協力と参加が必要です。

町内会を中心に、住民みんなが一丸となって地域を盛り上げていきましょう。



みんなに参加 みんなの町内会 町内会に加入して、 町内会活動に積極的に 参加しましょう

【地域振興課 216・1214】



本市では集会所の建築やバリアフリー化、住民同士の親睦交流や地域社会づくりを目的とする事業、町内会への加入促進活動など、町内会の活動を各面から支援しています。

町内会の活動を支援 しています

◇新たに開発された住宅地など、これまで町内会がなかった地域やマンション管理組合で新しく町内会を結成するときは、地域振興課が各支所に相談してください

町内会を結成するときは

所にお問い合わせください

◇実施団体にはごみ袋を提供します ※計画書の提出が必要

【環境衛生課 216・1300】



まち美化キャラクター「さくりん」

◇町内会の一斉清掃や、自主的な屋外清掃などにより美しいまちづくりに取り組む

◇美しいまちづくりに取り組む

◇町内会の一斉清掃や、自主的な屋外清掃などにより美しいまちづくりに取り組む

「みんなの町内会」の入手方法や各種補助制度の申請方法など詳しくは地域振興課へ



◇さまざまな補助制度や町内会の役員・班長さんなどの活動の手引きとなる「みんなの町内会」を発行しています

◇申し込み 市内の中学校校にある参加申込書を学校に提出 ※市外の学校はお問い合わせください

【国際交流課 216・1131】



◇経 費 渡航費用の80%以内を市が補助

◇募集期限 7月19日(必着)

◇申し込み 市内の中学校校にある参加申込書を学校に提出 ※市外の学校はお問い合わせください

もつと国際交流をしてみませんか

本市の姉妹都市アメリカのマイアミ市に中学生を派遣します。

◇対 象 市内に住み、保護者と同居する市の事業による海外渡航の経験がない中学生

◇派遣時期 11月上・中旬

◇派遣予定・定員 約2週間・8人

◇選考方法 作文と個人面接

◇経 費 渡航費用の80%以内を市が補助

◇募集期限 7月19日(必着)

◇申し込み 市内の中学校校にある参加申込書を学校に提出 ※市外の学校はお問い合わせください

青少年の翼団員募集

本市の姉妹都市アメリカのマイアミ市に中学生を派遣します。

市民相談(無料)

- 市政相談(市政に関する要望・意見など) 市民相談センター 216-1205と各支所
- 一般相談(多重債務、相続、離婚など) 市民相談センターと各支所(東桜島支所を除く) 8時30分~12時、13時~17時15分(市民相談センターのみ市民相談員対応9時~12時、13時~16時)
- 法律相談(予約制) 市民相談センターと谷山支所 事前に面談による一般相談を受けて、法律相談が必要な人が対象
- 交通事故相談
- 雇用相談 市民相談センター 9時~12時、13時~15時45分

●各種相談

期 日	相 談 名	場 所	時 間
7月	10 水 花と緑 税務・登記	市民相談センター	13時~16時
		谷山支所	
	11 木 税務・登記 人 権	市民相談センター	
		吉野支所	
	17 水 不動産鑑定 税務・登記※	市民相談センター	
		吉野支所	
	18 木 建 築 人 権	市民相談センター	
		谷山支所	
	19 金 人 権 税務・登記	伊敷支所	
		伊敷支所	
22 月 年 金	谷山支所		
	谷山支所		
25 木 認知症介護 登記※	市民相談センター		
	喜入支所		
29 月 年 金	市民相談センター		
	市民相談センター		
1 木 人 権	市民相談センター		
	市民相談センター		
5 月 年 金	市民相談センター		
	市民相談センター		
8月	7 水 行政関係申請手続き 花と緑	市民相談センター	13時~16時
		谷山支所	
	8 木 税務・登記 人 権	市民相談センター	
		吉野支所	

※土地・建物の調査・測量に関する相談を除く
【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

7月2日から開設します

鹿児島市配偶者暴力相談支援センター

女性の皆さんのさまざまな相談に応じているサンエールかごしま相談室では、新たにドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援の充実を図ります。

- 利用できる主なサービス
- ①配偶者などからの暴力に関する総合・専門相談

相 談	日 時
①女性のための総合相談	毎週火曜~日曜日10時~17時
	毎週水曜日10時~20時
②法律相談	毎月第2・4木曜日13時~16時
③心理相談	毎月第1木曜日14時~17時
④男性のための悩み相談	偶数月第3日曜日13時~16時
	奇数月第3土曜日9時30分~12時30分

◇対 象 市内に住むか通勤・通学する①~③は女性、④は男性
◇面接相談は事前に予約が必要です(①は電話相談もあります)
◇相談は無料。秘密は厳守します

- ②被害者が自立に向けての再スタートに必要な情報提供や援助(来所相談証明書の発行など)
- ③緊急時の安全確保を支援(一時保護施設や関係機関との連携など)
- ④裁判所の保護命令手続きを支援(保護命令申立書の作成支援)
- ◇相談、問い合わせはサンエールかごしま相談室(配偶者暴力相談支援センター)813-0853へ

一人で悩まず、相談しましょう



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは?

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある人やあった人からふるわれる暴力をいいます。

身体的な暴力だけでなく、社会的地位や信用、経済力、腕力などの「力」を背景に、さまざまな暴力の形をとって、相手を支配しようとする行為のことで、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

秘密は堅く守ります 調停に関する無料相談会

- ◇内 容 裁判所の民事調停委員と家事調停委員が交通事故による損害賠償、金銭貸借などの民事上の悩みごとや離婚、相続など家族間のもめごとなどの調停手続きの利用に関する相談に応じます
- ◇日 時 7月27日(土)9時30分~15時
- ◇場 所 かごしま市民福祉プラザ
【鹿児島調停協会(鹿児島地方・家庭裁判所内) 222-7121】